

## 国立障害者リハビリテーションセンター研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

平成28年2月18日制定

令和3年3月18日改正

### (目的)

第1条 この規程は、国立障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）に所属する職員（以下「職員」という。）の研究活動における不正行為を未然に防止するとともに、センターにおいて不正行為が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的とする。

2 本規程の対象は、センターが関与するすべての研究とする。

### (研究活動における不正行為)

第2条 研究活動における不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと（以下「故意等」という。）による捏造、改ざん及び盗用等であって次に定める行為をいう。

- (1) 捏造：実際には存在しないデータや実験結果を作り上げ、それらを記録又は報告すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機材・過程に細工や変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 不適切な投稿又は出版：同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ：研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。
- (6) 利益相反：外部との経済的な利益関係等によって公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態にあること。
- (7) 不正経理：研究費の不適切（目的外使用、預け金、不適切な流用、私的流用等）な使用を行うこと。

2 前項に規定する不正行為（以下、単に「不正行為」という。）について、その証拠隠滅及び立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）を行うことも不正行為とみなす。ただし、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に間違いであった場合や意見の相違は、不正行為には該当しない。また、故意等によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合も不正行為には当たらない。

### (研究者の責務)

第3条 センターに所属する研究者（どの研究機関にも所属していないが専らセンターの施

設・設備を使用して研究する場合を含む。以下、単に「研究者」という。）及び研究に携わる者（以下「研究者等」という。）は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る研修を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、研究データをその性質や研究分野の特性に応じて一定期間保存し適切に管理するとともに、必要な場合に開示しなければならない。
- 4 前項に規定する保存期間は、原則として、当該論文等の発表後、資料（文書、数値データ、画像など）については10年間、実験試料、標本、装置などについては5年間とする。ただし、保管スペースの制約、保存・保管が本質的に困難及び保存に多大なコストがかかる等やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（最高管理責任者）

第4条 研究活動における不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者を置き、総長をもって充てるものとし、その職名をセンターホームページで公開する。

- 2 最高管理責任者は、センターにおける公正な研究活動を推進し、研究者等の不正行為を事前に防止するために適切な措置を講ずるものとする。

（統括管理責任者等）

第5条 最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止についてセンター全体を統括する責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は研究所長をもって充てるものとし、その職名をセンターホームページで公開する。

（研究倫理教育責任者の設置）

第6条 センターに所属する研究者等に対して研究倫理規範を修得等させるため、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は「国立障害者リハビリテーションセンターにおける研究費に関する管理・監査規程」第5条に規定する統括管理責任者をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究者等を対象に、研究倫理教育に関するプログラムを定期的に履修させるための体制整備を図り、その履修状況を把握する。
- 4 研究倫理教育に関する庶務は研究所事務室が行う。

（利益相反委員会）

第7条 センターにおける利益相反について、透明性を確保して適切に管理することにより、研究の公正性、客観性及び研究に対する信頼性の確保並びに研究の活性化に資するため、利益相反管理委員会を設置する。

- 2 前項の利益相反委員会については別に定める。

（不正行為相談窓口の設置）

第8条 センターにおける、不正行為に関する申し立てや情報提供及びこの規程にかかわる相談、照会等（以下、「告発」という。）に対応するための窓口（以下、「不正行為相談窓口」という。）を研究所主任企画官及び管理部総務課長とする。

- 2 不正行為相談窓口担当者は告発等の情報を得た場合は、速やかに統括管理責任者へ報告する。
- 3 統括管理責任者は告発の情報を得た場合は、速やかに最高管理責任者に報告する(ただし、告発のうち軽微な相談又は照会を除く。)
- 4 研究不正の疑いが存在すると思料する者は、何人も、不正行為相談窓口に対して書面、電話、FAX、電子メール、面談を通じて告発を行うことができる。
- 5 本条で定める不正行為相談窓口に関する場所、連絡先、受付方法についてはセンターホームページで公開する。

(告発の取扱い)

第9条 告発は、不正行為相談窓口に対して、原則顕名において行い、不正行為を行ったとする研究者及び研究グループ、不正行為の態様、事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的根拠を示している事案のみを受け付けるものとする。

- 2 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 センターに対し告発があった場合でも、その内容によりセンターが調査を行うべき機関に該当しない場合は、調査を行う機関を確認し当該告発を回付するものとする。
- 4 書面による告発など、不正行為相談窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、統括管理責任者は告発者(匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。)に、告発を受け付けたことを通知するものとする。
- 5 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。また告発の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。
- 6 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められている、という告発・相談について報告を受けた最高管理責任者は、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。
- 7 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、顕名の告発に準じて取り扱う。
- 8 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを、センターが確認した場合、センターに告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第10条 告発を受け付ける場合、個室での面談、電話、FAX、電子メールなどによる受け付けなど、窓口の担当職員以外は見聞できないように配慮し、告発内容や告発者(前条第5項において同じ。)の秘密を守るため適切な方法を講じるものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為相談窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及

び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 3 調査事案が漏えいした場合、センター及び資金配分機関は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者は、悪意による告発防止のため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分があり得ることなどを当該研究・資金配分機関内外にあらかじめ周知する。
- 5 総長及び研究所長は、単に告発したことや告発されたことのみを理由に告発者及び被告発者に対し、全面的な研究活動の禁止、解雇又は懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

(調査を行う機関)

第11条 研究者に係る不正行為の告発があった場合、原則として、センターが告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 3 被告発者がセンターと異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合、最高管理責任者は、合同で告発された事案の調査を行うべく、当該機関に要請するものとする。なお、センターと研究が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行うことができるものとする。
- 4 現にセンターに所属する研究者が被告発者であり、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、センターが離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。すでにセンターを離職した研究者が被告発者となり、当該研究者が現にどの研究機関にも所属していないときは、センターが告発された事案の調査を行う。
- 5 第1項から第4項までによって、告発された事案の調査を行うこととなった場合、センターは、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 6 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した資金配分機関が特に認めた場合は、当該資金配分機関が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該資金配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
- 7 センターは他の機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施

する上での協力を求めることができる。このとき、前条第1項から第3項まで及び次条から第17条は委託された機関等又は調査に協力する機関等に準用されるものとする。

(予備調査)

第12条 告発があった場合、最高管理責任者は、申立てを受付けた後、30日以内に告発内容の合理性などについて、次条第4項に規定する調査委員会の構成員の中から適当と思われる者を指定し、予備的調査を実施させ、本調査を行うべきか否かの判断を行うものとする。

2 予備調査を行うにあたり、最高管理責任者は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとることができるものとする。

3 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

4 本調査を行う必要がないと判断した場合、最高管理責任者は、その旨を理由とともに告発者及び被告発者に通知するものとする。また、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る資金配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第13条 本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

2 最高管理責任者は、本調査実施の決定後30日以内に本調査を開始するものとする。

3 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、その事案ごとに本調査を行う権限を有する調査委員会を組織する。

4 調査委員会は、次の構成員を含むことを原則とするが、最高管理責任者の判断により必要に応じて委員を増減することができる。ただしその場合でも外部委員が委員総数の半数を下回ってはならない。なお、告発者若しくは被告発者又はこれらの利害関係者は、調査委員会の委員となることができない。

(1) 統括管理責任者 1名

(2) 当該研究分野ないしは類似分野の研究に携わっている部長等 2名

(3) 当該研究分野の研究者でありセンターに所属しない外部委員 3名

(4) 上記の他、最高管理責任者が必要と認めた者 数名

5 調査委員会の委員長は委員の中から互選する。

6 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。告発者及び被告発者は、最高管理責任者から調査委員会の委員が示されてから1週間以内に、委員の人選について異議申立てをすることができる。最高管理責任者は、異議申立てが妥当であると判断される場合には、当該の委員を交代することができるものとし、交代があった場合にはその内容を告発者及び被告発者へ知らせる。委員の交代を行う必要がないと判断した場合には、理由とともに申立者に通知するものとする。

- 7 調査委員会による本調査に当たっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - (1) 関係者からの事実聴取
  - (2) 関係資料等の調査
  - (3) その他合理的に調査に必要な事項
- 8 調査委員会は、調査の対象として、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
- 9 センター内の関係者は、調査委員会の調査に当たっては、誠実に協力しなければならない。
- 10 最高管理責任者は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるものとする。また、センターで行われた研究活動について他の研究機関が調査機関となっているときは、センターは調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。
- 11 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の一時的執行停止の措置をとることができる。
- 12 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。
- 13 調査委員会委員の所属及び氏名については、次の場合を除いて非公開とする。
  - (1) 告発者及び被告発者に対し調査委員会委員を示す場合
  - (2) 調査結果の報告書に記載する場合
  - (3) 調査結果として公表する場合
- 14 調査委員会は非公開とする。なお、委員会議事録について「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく行政文書の開示請求があった場合には、同法に則り開示を行うものとする。

(認定の手續及び方法)

- 第14条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に、不正行為が行われたか否か、不正行為と確認された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と確認された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割、不正使用が疑われる場合にあつてはその相当額及びその他必要な事項を調査し、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
  - 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
  - 4 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに最高管理責任者へ報告するものとし、第1項及び第3項に定める認定が終了した時は、直ちに、最高管理責任者へ報告しなければならない。

- 5 認定を行うに当たっては、被告発者に書面あるいは口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 6 被告発者は、弁明によって不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自らの責任において研究の正当性を、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 7 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 8 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、被告発者が、保存義務期間の範囲に属する生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在等、本来存在すべき基本的な資料の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 9 最高管理責任者は、第4項の報告を受けた場合、次の各号に掲げる措置をとることができる。
  - (1) 一定期間における研究活動の停止措置等を行うこと。
  - (2) 研究費の使用停止・返還措置等を行うこと。
  - (3) 定期的な報告の義務付け等、継続的な指導を行うこと。
  - (4) 研究資金提供機関、関連論文掲載機関、関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関との協議を行うこと。
  - (5) その他不正行為の排除のために必要な措置をとること。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、前条第4項の報告を受けた場合は、速やかに以下の各号に掲げる事項を記載した調査結果を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などの一部又は全部を非公表とすることができる。

- (1) 不正に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正の内容
- (3) センターが公表時までにおこなった措置の内容
- (4) 調査員の氏名・所属
- (5) 調査の方法及び手順

- 2 最高管理責任者は、不正行為が存在しなかったことが確認された場合、原則として認定結果を公表せず、被告発者の研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置を取らなければならない。
- 3 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行う旨とする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(本調査の決定等)

第16条 最高管理責任者は、第12条第1項に定める告発等にかかる予備調査の結果について、告発等の受付から30日以内に資金配分機関及び関係する省庁へ報告する。

- 2 最高管理責任者は、第13条に定める本調査の実施を決定した場合、実施に際し、調査方

針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、第14条第4項後段の報告を受けた場合、速やかに、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、発生防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関及び関係する省庁に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関及び関係する省庁に提出する。
- 4 最高管理責任者は、第14条第4項前段の報告を受けた場合、速やかに資金配分機関及び関係する省庁に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、第1項、第3項及び第4項のほか、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。
- 6 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該調査に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不服申立て)

第17条 不正行為を行ったと認定された被告発者は、当該の認定が示されてから14日以内に不服申立てができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第14条第5項を準用する。）は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（前第3項の調査委員会に代わる者を含む。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 5 第1項の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに調査機関に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 6 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発



者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る資金配分機関等及び関係する省庁に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

7 調査委員会が第4項の決定により再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る資金配分機関等及び関係する省庁に報告する。

8 第2項の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る資金配分機関等及び関係する省庁に報告する。

9 第2項の不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る資金配分機関等及び関係する省庁に報告する。

(懲戒処分等)

第18条 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）がセンター職員である場合は、最高管理責任者は被認定者に対し、適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 最高管理責任者は、第14条第4項の報告を受けた場合、その内容をセンター管理部総務課へ伝え、総務課は必要に応じ厚生労働省へ報告する。

3 職員が不正行為に関与した場合の懲戒については人事院規則による。

(再発防止)

第19条 最高管理責任者は、発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて職員に周知することとする。

(庶務)

第20条 調査委員会の庶務は、研究所事務室において処理するものとする。

(補則)

第21条 本規程に定めのない事案が生じた場合は、本規程の趣旨に沿って、最高管理責任者の判断により対応するものとする。

附 則

この規程は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月18日から施行する。